

平成22年10月12日  
自治創造会議資料

# (仮称)流域自治会議について

滋賀県

- 地域のことは地域で決めることを基本。
- 府県が中心となって、関係する地方公共団体が主体的に流域のこと(総合治水・水行政のあり方等)を考え、決定する会議

➤ 河川とそれを含む流域を一体的にとらえ、地域ニーズを反映しつつ、治水、利水、環境、文化、など幅広い分野について省庁・法律の枠を越え、総合的に決定する。

➤ 住民の負託を受けた自治体が、早い段階から主導的に関わり、共通認識を形成し、国の河川行政等に反映させる。

➤ 河川整備計画に基づく事業の実施に主導的に関与する。

# 流域自治会議の当面のテーマ

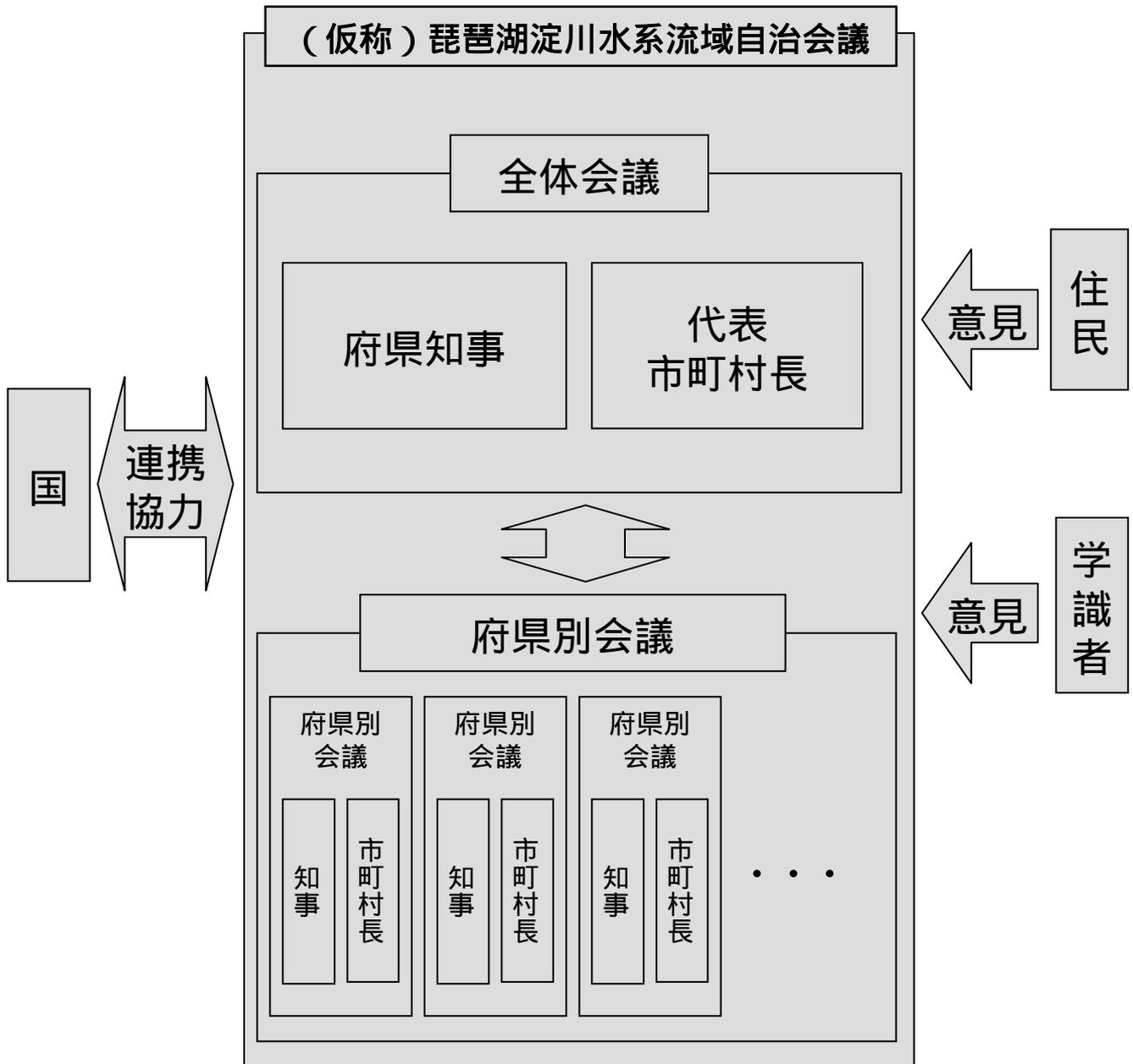
未定稿

(準備会での議論を踏まえ、決定する)

- 流域のあり方(流域の将来像・流域管理の手法等)
- 河川行政の役割分担の検討  
(国・府県・市町村・廃止等の仕分け)
- 河川整備の進め方(河川事業の優先順位の検討)
- 整備計画策定時に残された課題  
(ダム運用の工夫、既存施設の有効活用、  
流域委員会のあり方等)

今後、適宜テーマを追加

# 琵琶湖淀川水系流域自治会議の組織（案）



## 【全体会議】

- ・流域自治会議としての決定（合意形成）を行う機関である。
- ・府県知事および各府県1代表市町村長により構成する。
- ・必要と認めるときは、知事だけの会議を開催する。

## 【府県別会議】

- ・府県毎に知事・市町村長等の意見を集約する機関である。
- ・知事・関係市町村長等により構成する。
- ・組織の体制、運営は府県毎に決定する。

全体会議・府県別会議とも、テーマに応じて、知事、市町村長の他、関係者の参加も想定する。（例：利水代表者など）  
全体会議、府県別会議の下に、別途事務レベルで必要な会議を設置する。

# 今後の流れ(未定稿)

